

## 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

### 1 地方創生応援税制

地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、「\*まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附を行った法人に対し、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるもので、平成28年度税制改正において創設され、同年4月から施行されている。

「\*まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標の設定などの方法により効率的かつ効果的に行うもの

### 2 特徴

- ・ 用途は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に特定される。
- ・ 寄附額の下限は10万円（10万円以上の寄附）
- ・ 本社所在の地方公共団体への寄附は、対象外である。

### 3 課税の特例措置について

地方創生応援税制を活用することで、税軽減措置が従来の2倍となる。

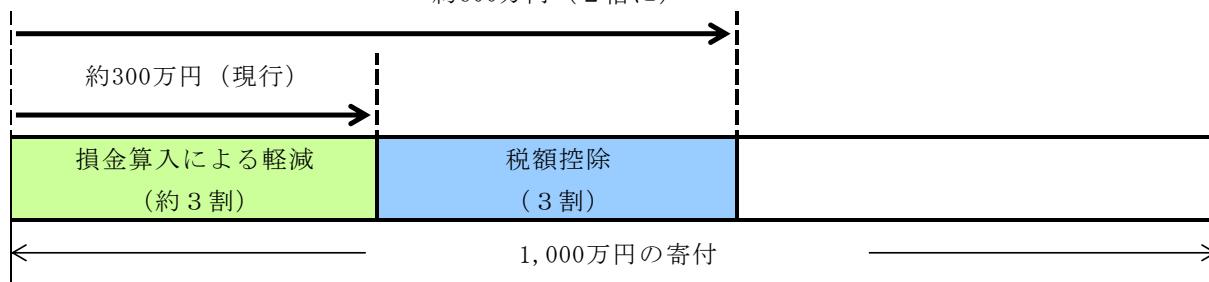
例えば、企業が地方自治体に 1,000万円の寄附 を行うと、

【従来】 約300万円が軽減措置の対象



【地方創生応援税制】 約600万円が軽減措置の対象

約600万円（2倍に）



### 4 対象事業

- ・ しごと創生…地域産業振興，観光振興，農林水産振興，ローカルイノベーション，人材の育成・確保など
- ・ 地方への人の流れ…移住・定住の促進，生涯活躍のまちなど
- ・ 働き方改革…少子化対策，働き方改革など